

オーストラリア就労ビザ

- 457 ビザ廃止にともなう段階的改正、および
新就労ビザ（TSS）施行までの概要 —

(2017年8月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

シドニー事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

本冊子利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シドニー事務所が現地 FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd（移住手続代行業者登録番号(MARN)：0959622）、AOM Visa Consulting に作成委託し、2017年8月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd、AOM Visa Consulting は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび FCB Smart Visa Solutions Pty Ltd、AOM Visa Consulting が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・シドニー事務所
E-mail：syd-bd@jetro.go.jp

JETRO

目次

| | |
|---|-----------|
| はじめに | 1 |
| I 就労ビザ（457）法改正の背景 | 2 |
| II 2017年4月18日 改正..... | 3 |
| 1. 就労ビザ申請対象となる職種の変更 | 3 |
| 2. ビザ有効期限の変更..... | 5 |
| III 2017年7月1日 改正..... | 5 |
| 1. 職業リストの変更 | 6 |
| 2. 英語要件の緩和..... | 12 |
| 3. 無犯罪証明の義務化..... | 13 |
| 4. 研修基準（トレーニングベンチマーク）の厳格化 | 15 |
| 5. 認定スポンサーシップ（Accredited Sponsor）に対する緩和..... | 16 |
| 6. 就労ビザ457 から永住ビザへ (Employer Nomination Scheme – ENS – Subclass 186) | 17 |
| 7. 研修ビザ（407）職業リストの変更..... | 18 |
| IV 2017年12月31日 改正..... | 19 |
| 1. 税務番号の取得..... | 19 |
| 2. スポンサーシップの義務を満たさない場合について..... | 19 |
| V 2018年3月改正 現行457廃止 ⇒ TSS（Temporary Skill Shortage）ビザへ | 20 |
| 1. 職種リストの変更・ノミネーション審査の強化 | 20 |
| 2. 研修ファンドへの出資 | 21 |
| VI 付録..... | 24 |
| <付表：現在までの発表内容と2018年3月までの予定の概要> | 25 |
| VII 参考文献（ウェブサイトリストなど） | 27 |

オーストラリア就労ビザ

－ 457ビザ廃止にともなう段階的改正、および 新就労ビザ (TSS) 施行までの概要 －

はじめに

2017年4月18日、マルコム・ターンブル豪首相およびピーター・ダットン移民相は、現行の就労ビザ(457)を段階的に厳格化し、2018年3月には同ビザを廃止して新しい就労ビザ(Temporary Skill Shortage、TSSビザ)に切り替えることを発表しました。その翌日4月19日には、移民法改正というかたちで強硬的に施行されました。移民法改正が発表の翌日から施行されるということは、今までにない異例な対応であり、国内外において多くの混乱を招く結果となりました。近年のオーストラリア労働市場や移民政策上の統計をふまえ、オーストラリア国籍・永住者が優先的に雇用に就くべきというオーストラリア国益第一主義「オーストラリア・ファースト」の高まりが、今回の法改正の背景にあるとされます。

本改正は、労働市場重視の政策として、より理想的な雇用環境の創出や経済促進を目的とした一方、海外からの投資を呼び込む上では、日系企業を含む外国企業の進出に大きなマイナスの影響を与えることが懸念されました。これをふまえ、連邦政府は、当初予定していた7月1日の法改正内容を大幅に緩和したかたちで、改めて7月1日に改正内容を発表しました。

本書は、2017年4月19日から始まった就労ビザの段階的な改正および、2018年3月に切り替わるTSSビザの概要について解説しています。就労ビザのみならず、雇用主がスポンサーする永住ビザについても改訂の影響がありますが、本書は日系企業が多く利用する就労ビザおよび研修ビザ改正を中心に記載しています。また、本書は、いまだTSSビザについての法律が成立していない点をふまえ、あくまで現在までに移民省から発表されている内容に基づき記述しています。

本書が今後の日系企業におけるオーストラリアビジネスの人事戦略やプランニングなどに活用いただければ幸いです。

I 就労ビザ（457）法改正の背景

オーストラリアは、歴史的にも「国益」を重視し、不足している職業を外国人労働者・移民で補うことで、経済効果を挙げてきました。また、国民党、労働党各党の政策に準じ、就労ビザを用いて、労働市場をコントロールしてきた歴史があります。2009年9月に労働党により現行の就労ビザ（457）が導入され、労働党政権のかじ取りにより、457ビザが一気に厳格化しました。

これを受けて、多くの意見書が連邦政府に対し提出されました。連邦政府は2014年9月、就労ビザ（457）について“[Robust New Foundations](#)”という移民法改正の提案レポートを発表しました。

予定では、2016年6月をめどに上記のレポートを持って法制化終了としていました。しかし、提案のうちの数点のみが施行されただけで、2017年4月18日になり、突然現行の就労ビザ（457）の段階的な改正と2018年3月には新しいビザ（TSS）への切り替えが発表となりました。

[\(2017年4月18日プレスリリース\)](#)

連邦政府は2017年4月18日、以下の政策を遂行することを発表しました。

- ◆ 「オーストラリア・ファースト」 国益第一主義
- ◆ 今後はオーストラリア人労働者に対する雇用の機会をより重視。
- ◆ 海外からの労働者が就労可能な業種については、オーストラリア労働市場の職種ニーズに準じて短期・中期的職種として設定。
短期的職種については永住ビザへ繋がらない一時的就労のみとすることを決定。

II 2017年4月18日 改正

4月18日に連邦政府から発表された法改正により、就労ビザ(457)の体系が大幅に変更になると共に、急遽、発表の翌日から施行されたことで、日系企業に大きな混乱を招く結果となりました。

なお、以下に記載する改正内容は7月1日に更に改正となっているため、参考までに記述している点、ご注意ください。

1. 就労ビザ申請対象となる職種の変更

1) 職種リスト(区分)の変更

ビザ申請可能な職業のリスト(区分)が以下のとおり変更となりました。

(旧) 「永住申請用の職業リスト(SOL)」

⇒ (新) 「中長期戦略技能リスト(通称 MLTSSL)」

(旧) 「就労ビザ(457)と研修ビザ(407)用の職業リスト(CSOL)」

⇒ (新) 「短期熟練就業リスト(通称 STSOL)」および上記 MLTSSL を組み合わせた「ビザ申請可能職業の合算リスト(Combined list of eligible skilled occupation)」

2) 対象となる職種の削減

就労ビザ取得の対象となる職種数が651から435に削減されました。中には、日系企業が頻繁に利用する職業コードも含まれていました(7月1日時に再度変更:6頁参照)。

削除された職業の一部抜粋 ※この職業コードでの申請は不可。

| 職業名 | 職業コード (ANZSCO) | 職業名 | 職業コード (ANZSCO) |
|--------------------------------|-------------------|--|-------------------|
| Human Resource Adviser | 223111 | Procurement Manager | 133612 |
| Importer or Exporter | 133311 | Public Relations Manager | 131114 |
| Liaison Officer | 224912 | Sales Representative (Industrial Products) | 225411 |
| Market Research Analyst | 225112 | Sales Representative (Medical and Pharmaceutical Products) | 225412 |
| Policy and Planning Manager | 132411 | | |

3) Caveats (付帯条件) の設定

この改正で、最も複雑になったのは「Caveats」という付帯条件が職業コード(ANZSCO)によって設定されたことです。事例として以下のようなケースが存在しました(7月1日時に再度変更:6頁参照)。

| リスト (区分) | 職業コード (ANZSCO) | Caveats (付帯条件) |
|-------------|---|---|
| STSOL | Chief Executive or Managing Director (ANZSCO 111111) Corporate General Manager (ANZSCO 111211) | 以下のような場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上規模が 100 万豪ドル規模未満 (直近会計年度) ・ スタッフが 5 人未満 ・ 基本給が 9 万豪ドル未満 |
| STSOL | Sales and Marketing Manager (ANZSCO 131112) | 以下のような場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小売業の店頭などで直接クライアントに接客をするような場合 ・ 売上規模が 100 万豪ドル規模未満 (直近会計年度) ・ 基本給が 6 万 5,000 豪ドル未満 |
| STSOL | Finance Manager (ANZSCO 132211) ICT Project Manager (ANZSCO 135112) | 以下のような場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連した職務経験が 2 年未満 |
| STSOL | Management Consultant (ANZSCO 224711) | 以下のような場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 売上規模が 100 万豪ドル未満 (直近会計年度) または <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフが 5 人未満 |

しかし、現実的な投資進出を検討した場合、スタートアップ時点で売上規模を 100 万豪ドル以上達成することや、5 人以上を雇用することについては、困難なケースがあり、多くの業界団体および、各国企業から懸念が表明されました。

また、申請者が Caveats を満たせない場合、移民省は申請料金を返金し、即、却下するという大変厳しいものでした。

2. ビザ有効期限の変更

二つの職業リスト（区分）に準じ、ビザ有効期限は以下に改定されました。

STSOL = 2年

MLTSSL = 4年

※海外からの投資企業にとって重要なシニアポジション（Chief Executive or Managing Director /Corporate General Manager）も STSOL（2年）にくぐられました。

III 2017年7月1日 改正

4月18日の第1回発表以降、国内外から多くの意見書がオーストラリア政府に提出されたこともあり、7月1日の第2回目の発表は想像以上に緩和された内容となりました。特に、重視された点は、投資進出をする海外企業に対する措置です。

オーストラリアは米国やニュージーランドなどと異なり、海外からの駐在員が利用する就労ビザが別に存在せず、すべて統一された一つの就労ビザとなります。そのため、以下の点が主に重視され、7月1日の法改正が実施されました。

- ◆ 海外からの「駐在員」として就労の場合は大幅緩和
- ◆ 国際協定を重視

駐在員の定義：

「駐在員」は、以下のような勤務形態を含みます。

日本企業（海外企業）に在籍しながら、

- ・オーストラリア支社・子会社へ赴任。
- ・グループ会社間の異動（例：海外支社からオーストラリア支社へ）。
- ・買収先や資本提携などオーストラリア現地法人へ出向として赴任。
- ・Associate entity（関連会社）（※）へ勤務。

※「関連会社」の解釈は移民法ではなく会社法「s50AAA of the Corporations Act」に準じるため、現地企業がこの Associated Entity に該当するかは会社法に詳しい弁護士にご確認下さい。

※移民法では「Intra-Company Transfer」、日豪経済連携協定 (EPA) では「Intra-Corporate Transferees」として記述される箇所を総称し、本書では「駐在員」と記しております。

「駐在員」として就労ビザ (457) を申請する上で、以下三つのポイントが重要になります。

- a) 英語要件が免除になるか。
- b) Caveats (付帯条件) で給与要件が免除になるか。
- c) ビザの有効期限の特例が該当するか。

1. 職業リストの変更

1) 職業リスト

国内外からの意見により、ビザ申請可能な職業リスト二つ (STOSOL/MLTSSL) に職業コードが復活、または新たに職業コードが追加されるなど多くの変更がなされました。特に、シニアポジションが MLTSSL (4年ビザ) へ変更となった点が大きな成果です。また、7月1日時点でノミネーション申請中のケースも7月1日時の改正に準じることになりました。

就労ビザ (457) 7月1日以降の職業リスト (Caveats 詳細も含む)

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2017L00848>

STSOL (2年) から MLTSSL (4年) へ変更になった職種 (一部抜粋)

| 職種名 | 職業コード (ANZSCO) | 職種名 | 職業コード (ANZSCO) |
|---|-------------------|---|-------------------|
| Chief Executive or Managing Director | 111111 | Engineering Professionals nec | 233999 |
| Corporate General Manager | 111211 | ICT Security Specialist | 262112 |
| Chief Information Officer | 135111 | Meteorologist | 234913 |
| Economist | 224311 | Mining Engineer (excluding Petroleum) | 233611 |

新たに MLTSSL (4年) へ追加になった職種 (一部抜粋)

| 職種名 | 職業コード (ANZSCO) | 職種名 | 職業コード (ANZSCO) |
|---------------------------------|-------------------|---------------------------------|-------------------|
| Chemical Engineer | 233111 | Industrial Engineer | 233511 |
| Civil Engineering Technician | 312212 | Materials Engineer | 233112 |
| Electronics Engineer | 233411 | Production or Plant Engineer | 233513 |

MLTSSL (4年) から STSOL (2年) へ変更になった職種

| 職種名 | 職業コード (ANZSCO) |
|-----------------------------|----------------|
| Production Manager (Mining) | 133513 |
| Anesthetist | 253211 |

STSOL (2年) へ追加になった職種 (一部抜粋)

| 職種名 | 職業コード (ANZSCO) | 職種名 | 職業コード (ANZSCO) |
|---------------------------------------|-------------------|---------------------------------------|-------------------|
| ICT Support and Test Engineers nec | 263299 | Production Manager (Manufacturing) | 133512 |
| ICT Support Technicians nec | 313199 | Research and Development Manager | 132511 |

2) Caveats (付帯条件) の設定 (移民省は名称を “Inapplicability conditions” と変更)

4月19日改正時に最も懸念されたシニアポジションに対する付帯条件(売上規模100万豪ドル以上、5人以上の雇用)が緩和されました。しかし、一部の職種でこの要件は維持されています。

| リスト (区分) | 職業コード (ANZSCO) | Caveats (付帯条件) |
|----------|---|--|
| MLTSSL | Chief Executive or Managing Director (ANZSCO 111111) Corporate General Manager (ANZSCO 111211) | 以下のような場合を除く。 ・年収18万1豪ドル未満(※EPAなど国際的な協定がある国の駐在員の場合はこの要件が免除。) 原文: UNLESS they involve intra-corporate transfer to which an international trade obligation applies. |
| STSOL | Management Consultant (ANZSCO224711) | 以下のような場合を除く。 ・売上規模が100万豪ドル規模未満(直近会計年度) または ・スタッフが5人未満 |

< Caveats とビザ有効期限について >

もう一つの重要な変更として、7月1日より「国際的な協定」(例: EPA)が重視されるようになりました。日本とオーストラリアは2015年1月15日、日豪経済連携協定(EPA)を締結していますので、日本の駐在員については、付帯条件を満たしていれば、STSOL(2年) リストでも申請時に申告することで、最長4年間の就労ビザが発行されることになりました。

また、エグゼクティブまたはシニアマネジャー(移民法における職業定義は、以下表を参照)は、職業区分にかかわらず、国際協定が該当し、かつスポンサーから4年間発行希望の申告があった場合、就労ビザは4年間発行となりました。

| リスト (区分) | 職業名 | 職業コード (ANZSCO) | Caveats (付帯条件) |
|----------|---|-------------------|-------------------|
| STSOL | Advertising Manager | 131113 | |
| MLTSSL | Chief Executive or Managing Director | 111111 | 有 |
| MLTSSL | Chief Information Officer | 135111 | |
| MLTSSL | Corporate General Manager | 111211 | 有 |
| STSOL | Corporate Service Manager | 132111 | 有 |
| STSOL | Finance Manager | 132211 | 有 |
| STSOL | Human Resource Manager | 132311 | |
| STSOL | Sales and Marketing Manager | 131112 | 有 |
| STSOL | Supply and Distribution Manager | 133611 | 有 |

STSOL でも 4 年の就労ビザが発行可能な一例

| リスト (区分) | 職業コード (ANZSCO) | Caveats (付帯条件) |
|----------|---|---|
| STSOL | Sales and Marketing Manager (ANZSCO 131112) | 以下のような場合を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収 6 万 5,000 豪ドル未満 (※EPA など国際的な協定があり、駐在員の場合はこの要件免除。) ・ 小売業界で主に販売の職務または日常的に顧客と接客対応などにかかわる職務 ・ 売上規模が \$ 100 万未満 (※EPA など国際的な協定があり、駐在員の場合はこの要件免除。) |

Annex 10- Referred to in Chapter 12 (Movement of Natural Persons)

SPECIFIC COMMITMENTS ON THE MOVEMENT OF NATURAL PERSONS

Intra-Corporate Transferees of Japan

1. *Entry and temporary stay shall be granted to an intra-corporate transferee of Japan referred to in subparagraph 3(a) for a period of up to four years, with the possibility of further stay.*

2. *Entry and temporary stay shall be granted to an intra-corporate transferee of Japan referred to in subparagraph 3(b) for a period of up to two years, with the possibility of further stay.*

3. *An intra-corporate transferee of Japan means an employee of an enterprise of Japan established in Australia through a branch, subsidiary or affiliate which is lawfully and actively operating in Australia, who is transferred to fill a position in the branch, subsidiary or affiliate of the enterprise in Australia, and who is:*

(a) an executive or a senior manager, who is a natural person responsible for the entire or a substantial part of the operations of the enterprise in Australia, receiving general supervision or direction principally from higher level executives, the board of directors or stockholders of the enterprise, including directing the enterprise or a department or subdivision of it; supervising and controlling the work of other supervisory, professional or managerial employees; and having the authority to establish goals and policies of the department or subdivision of the enterprise; or

(b) a specialist, who is a natural person with advanced trade, technical or professional skills and experience who must be assessed as having the necessary qualifications, or alternative credentials accepted as meeting the domestic standards in Australia, for that occupation, and who must have been employed by the employer for not less than two years immediately preceding the date of the application for entry and temporary stay.

< 初進出などのケース >

4月19日改正時には、特に海外からの初進出のケースや、スタートアップ時点の企業に対する措置について言及はありませんでしたが、7月1日の改正をうけて、移民省は、以下のようなケースはフレキシブルに対応することを発表しました。主に対象となるのは、スポンサーシップが BOA (Business outside of Australia) のケースとなります。

< 該当するケース >

- 海外からの初進出でオーストラリア本国にて業務実績がまだないケース。
- 海外企業がオーストラリア企業との契約遂行目的のために（プロジェクトなど）社員を派遣するケース。

以下の状況に応じて、Caveats（付帯条件）をフレキシブルに対応する（売上規模や5人以上の雇用などの要件を免除）。

- 海外からの初進出でスタートアップ時期である。
- 売上規模や雇用人数を満たしていない場合でも、ほかの要件を満たす場合（給与や職業による特別要件）。
- 海外の親会社は売上規模要件を満たしており、フレキシブルな対応をすべきという理由があると判断された場合。

例：

- オーストラリアにとって重要なプロジェクト
- オーストラリア経済に有益となる。
- イノベーションを推進。
- 親会社は長期的事業歴がある。
- 州政府などの支援がある。

2. 英語要件の緩和

4月18日発表時には、7月1日以降、年収による英語要件の免除は廃止になると発表されましたが、結果として、「海外からの駐在員」については大幅緩和となりました。よって、6月30日以前同様、年収が9万6,400豪ドル以上の申請者は、英語要件が免除となりました。

<英語要件の免除対象者>

- 1) 海外からの駐在員
 - a) 海外企業に雇用されており、
 - b) a) またはその関連会社 (Associated Entity)がスポンサーである方
 - c) 上記を含め基本給が9万6,400豪ドル以上の方
- 2) 英語によるフルタイムの中高・大学以上の教育を5年間以上修了した方
- 3) 米国、英国、カナダ、ニュージーランド、アイルランドの有効なパスポート保持者の方

なお、現地企業に雇用され、海外からの駐在員で無い申請者は、年収にかかわらず、英語要件が必須となります。

● 英語試験による要件

| 英語試験 | バンドスコア | 申請に必要な各項目の最低スコア | | | |
|--------------|-------------------|-----------------|--------|--------|--------|
| | | リスニング | リーディング | スピーキング | ライティング |
| IELTS test | 総合的なバンドスコア 5.0 | 4.5 | 4.5 | 4.5 | 4.5 |
| OET | - | B | B | B | B |
| TOEFL iBT | 総合的なバンドスコア 36 | 3 | 3 | 12 | 12 |
| PTE | 総合的なバンドスコア 36 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| CAE | 総合的なバンドスコア 154 | 147 | 147 | 147 | 147 |

3. 無犯罪証明の義務化

7月1日よりほかの一時居住ビザ同様、就労ビザにも無犯罪証明が義務化されました。

- 1) 過去10年のうち1年以上居住歴がある国（短期滞在・訪問を含む）からの証明書が必要（※16歳以上から居住した国に限る）。
- 2) 16歳以上の扶養家族も同様に無犯罪証明の提出が必要。

なお、該当国によって取得期間が異なることがあるので、各国の情報を早めに収集することが肝心です。

（参考）オーストラリア移民省 人物審査について

<https://www.border.gov.au/Trav/Visa/Char>

<ノミネーション申請の例>

10月1日に申請すると仮定した場合の、申請例と必要な手続きについて提示します。

①. A氏 日本本社が初進出として現地法人を設立し、赴任者として派遣されるケース

状況 年齢：48歳

申請予定の職業コード：Chief Executive or Managing Director
(ANZSCO111111)

基本給与：15万豪ドル

勤務歴・赴任予定：現在日本本社に勤務。シドニーに現地法人を設立し、4年勤務予定。

申請時 職業コードの Caveats（付帯条件）：「駐在員」の為、年収要件は免除。

英語試験：「駐在員」かつ年収9万6,400豪ドル以上のため免除。

無犯罪証明：日本から必要。

健康診断：不要。

ビザ有効期限：1.5年発給可能（初進出のため）。

②.B 氏 以前他国に赴任しておりオーストラリア子会社（現地法人）へ赴任するケース

状況 年齢：45 歳

申請予定の職業コード：Corporate General Manager (ANZSCO111211)

基本給与：10 万豪ドル

勤務歴・赴任予定：現在日本本社に勤務、今回シドニー現地法人へ 4 年勤務
予定。 2 年前までシンガポール支店に 3 年間赴任。

申請時 職業コードの Caveats（付帯条件）：「駐在員」の為、年収要件は免除。

英語試験：「駐在員」かつ年収 9 万 6,400 豪ドル以上のため免除。

無犯罪証明：日本・シンガポールから必要。

健康診断：必要（シンガポールに滞在していたため）。

ビザ有効期限：4 年発給可能。

③.C 氏 エグゼクティブまたはシニアマネジメントポジションで赴任するケース

状況 年齢：42 歳

申請予定の職業コード：Sales and Marketing Manager (ANZSCO131112)

基本給与：8 万豪ドル

勤務歴・赴任予定：日本本社からの駐在員として現在英国現地法人に 8 カ月
勤務。子会社メルボルン現地法人へ勤務予定。本社は 4 年
赴任希望。

申請時 職業コードの Caveats（付帯条件）：「駐在員」の為、年収要件は免除、また
売上要件も免除。

英語試験：「駐在員」かつ年収 9 万 6,400 豪ドル未満のため必要。

無犯罪証明：日本から必要。

健康診断：不要。

ビザ有効期限：シニアマネジメントポジションの為、4 年発給可能。

④. D 氏 年間売上や雇用人数が影響するケース

状況 年齢：38 歳

申請予定の職業コード: Management Consultant (ANZSCO224711)

基本給与：8 万 5,000 豪ドル

勤務歴・赴任予定：日本本社からの駐在員として買収先のオーストラリア
現地法人に 3 年勤務予定。買収先は売上規模 1,000 万豪
ドルで 120 人雇用。

申請時 職業コードの Caveats (付帯条件)：売上規模・雇用人数共に要件満たす。

英語試験：「駐在員」かつ年収 9 万 6,400 豪ドル未満のため必要。

無犯罪証明：日本から必要。

健康診断：不要。

ビザ発効年数：2 年発給可能。

4. 研修基準（トレーニングベンチマーク）の厳格化

スポンサーシップ要件のうちの一つですが、最も申請準備に時間の係る要件となります。既に、2018 年 3 月からは TSS 移行に伴い、研修要件は「ファンド出資」へ変更と発表されていますが、7 月 1 日に新たにこのトレーニングベンチマークについての要件が厳格化されました。

オーストラリア現地企業として、現地従業員に対しても適切な雇用条件を与えているかを審査するため、オーストラリア国籍・永住者に対して、適切な研修費用を提供していたかという点が審査基準となりました。以下どちらかを満たすことが条件です。

ベンチマーク A 企業における社員（契約社員含む）の全給与の 2%以上を研修ファンドに支出しているか。

ベンチマーク B 企業における社員（契約社員含む）給与の 1%以上をオーストラリア国籍・永住者に対して研修費用として支出しているか。

特にベンチマーク B の場合、研修内容の詳細を提示する上で、通常以下に区別されます。

- ① 社外研修 (External Training) — 教育機関でコース受講や、社外での研修参加
- ② 社内研修 (Internal Training) — 社内スタッフによる研修など

今まで①②ともに申告可能でしたが、今後、特に②社内研修については、以下の場合、認可不可となります。

- a) スタッフによる社内研修行為（スタッフが自ら講師となる）
- b) 新入社員・中途採用者などへの初期研修
- c) 研修目的のソフトウェアや書籍、メンバーシップ費用、雑誌購読などの費用
- d) 研修のための会議出席

5. 認定スポンサーシップ（Accredited Sponsor）に対する緩和

スポンサーシップ企業によっては、就労ビザ（457）を大人数に支援していたり、多くのオーストラリア国籍の従業員を雇用している大規模企業も多く、これら企業に対して移民省はある一定の要件を満たしていれば「認定スポンサーシップ」（Accredited Sponsor）として以下の優遇措置をとることを発表しました。

- スポンサーシップ有効期限 6年（通常は5年）
- ノミネーション・ビザ申請において、優先順位の高い申請として迅速な審査を行う（申請日から約2週間）。過去の申請においてスポンサーシップの義務や法律を順守し、懸念される記録がなく「リスクが低い」とみなされる企業に対しては審査を簡素化。

7月1日の改正において、以下四つのカテゴリーにおける各措置が発表となりました。特に就労ビザ(457)申請者が少ない場合も、以下に該当すれば、認定スポンサーとして認可されるようになりました。

| スポンサー カテゴリー | 過去2年の 売上 | オーストラ リア 国籍 ・永住者の 従業員割合 | 過去2年の 審査結果が 97%許可さ れているこ と事業にお いて違反経 歴がない こと | 従業員(オー ストラリア 人・457保 持者)が全員 国の雇用基 準を満たし ていること | オーストラ リア国籍・ 永住者給与 金額が市場 価格に見合 う金額を満 たしている こと |
|---|--------------|----------------------------------|---|--|---|
| 豪州政府 | - | 75% | - | - | - |
| Australian Trusted Trader | - | 75% | - | - | - |
| Lower Volume 過去2年に 1人 457ビザを スポンサーした 企業 | 年400万 豪ドル | 90% | ○ | ○ | ○ |
| High Volume 過去2年に最低 10人 457ビザを スポンサーした 企業 | 年400万豪 ドル | 75% | ○ | ○ | ○ |

6. 就労ビザ 457 から永住ビザへ (Employer Nomination Scheme – ENS – Subclass 186)

日系企業駐在員の大半は永住ビザへ移行はされない状況ですが、今後2018年3月以降は永住ビザへの移行が職種によって困難になるため、7月1日付けの改正を参考までにご案内いたします。

現在、就労ビザ(457)にて2年以上雇用した場合は、同じ雇用主で永住としてスポンサー希望の場合、雇用主スポンサーによる (Employer Nomination Scheme)永住ビザ申請への道があります。(詳細は2016年1月刊行 就労ビザガイドブック参照。)

- 1) 2年間 457 ビザにて就労後の移行ケース (Temporary Residence Transition Stream)
- 2) 直接永住ビザに申請するケース (Direct Entry Stream)

4月19日より、既に職業リストは二つに分別され（MLTSSL / STSOL）、2018年3月のTSS以降はSTSOLの職種については永住ビザ申請が不可能となります。

そのため、現状、STSOLの職業であっても、以上二つの要件（1または2）どちらかに該当する場合は、TSS施行前まで永住申請が可能となります。ただし、就労ビザ(457)同様、Caveats（付帯条件）を満たす必要があります。

雇用主スポンサー 永住ビザ（ENS） 7月1日以降の職業リスト

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2017L00851>

1) 2年間 457 ビザにて就労後の移行ケース（Temporary Residence Transition Stream）

- ・ 457にて2年以上勤務し、さらに同じポジションにて雇用主が「永住」として2年以上スポンサーする意志がある場合、申請可能となります。このメリットは、既に勤務した実績があるため、「スキルアセスメント」が不要になります。なお、7月1日付で、英語力はIELTS 6.0以上必要となりました。

2) 直接永住ビザに申請するケース（Direct Entry Stream）

- ・ はじめから雇用主として「永住ビザ」をスポンサーするケースです。この場合、DIBPへ申請前に「スキルアセスメント」という各職業別に規定されている管轄において申請者の職歴などを審査し、認可されなければDIBPへ申請ができません。
- ・ 7月1日付けで、直接永住の場合の職業リストが発表となりました。このリストに職業が該当することが前提です。また、年齢制限が50歳未満から45歳未満へ変更となり、この年齢に該当する方のみ申請が可能となりました。英語力については、IELTS 6.0以上が必要です。

永住ビザについての詳細はRegistered Migration Agentやビザコンサルタントにお問い合わせ下さい。

7. 研修ビザ（407）職業リストの変更

就労ビザ（457）と共に多くの日系企業に利用されている研修ビザ（407）は、主に若手社員の研修として活用されますが、7月1日付けで、この研修ビザを利用可能となる職業リストが就労ビザ（457）とは別に発表となりました。今後研修ビザ申請を検討する場合は、このリストを参照下さい。

ビザクラスの詳細のご案内につきましては「[「オーストラリアの就労ビザ取得ガイド\(2016年1月\)」](#)および「[「オーストラリア一時活動ビザ サブクラス変更について \(2017年3月\)](#)」

」にてご確認ください（2016年1月時点ではこの研修ビザは402ビザとなりますが、内容は現行の407と同様です）。

研修ビザ（407） 7月1日以降の職業リスト

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2017L00834>

Caveats（付帯条件）は不要

就労ビザ（457）との相違点は、研修ビザについてはCaveatsが該当しない点です。そのため、申請時に研修目的の職業を選定の上、申請下さい。

IV 2017年12月31日 改正

TSS(新就労ビザ)への移行前の最後の改正となります。基本的には移民省による申請者およびスポンサー企業のコントロールが強化される仕組みが発表されることが予想されます。

1. 税務番号の取得

オーストラリア移民省は、就労ビザ申請者がノミネーション申請時に申告した年収と実際の年収が合致するかを照合するために、国税局（ATO）から申請者の税務番号(TFN- Tax File Number)を入手することが決定しました。この措置を通じてATOとより緊密な連携をするとみられます。

2. スポンサーシップの義務を満たさない場合について

移民省は、移民法に準じたスポンサーシップの義務を果たしていない企業についての情報を公開する予定です。

V 2018年3月改正 現行457廃止 ⇒ TSS (Temporary Skill Shortage) ビザへ

2017年4月19日からの4段階改正の最終ステップとして、新たな就労ビザ（TSS）を施行する予定です。目的としては、オーストラリア労働市場のニーズから、職種をさらに厳選するようになり、①中長期的に必要なとする職種、②短期的に必要なとする職種の2分別となります。また、②は就労を一時的とし、永住ビザへ移行されない仕組みになる予定です。

実際、日系企業駐在員は永住目的がほぼ皆無のため、それほど影響は無いものの、労働市場全般として、移住者をさらに厳選するような法改正となり、高度人材の誘致に大きく影響すると予測されます。

1. 職種リストの変更・ノミネーション審査の強化

真にオーストラリア労働市場で不足もしくは必要としているポジションで、海外からの採用を必要とするポジションおよび人材に対して、就労ビザを提供する上で、その審査および要件が厳格化されることとなります。

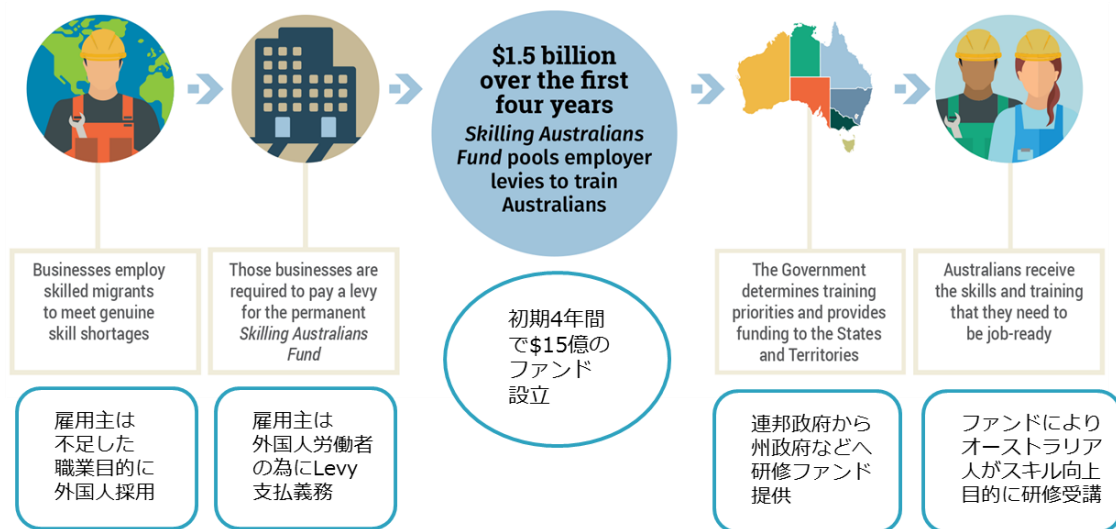
| ビザ種類 | Short-Term Stream | Medium-Term Stream |
|--------|---|--|
| 目的 | スキルギャップによりオーストラリア人を確保できない職種へ <u>一時的</u> に外国人労働者を活用。 | オーストラリア労働市場で、より重視された高度なスキルを要する職種で、オーストラリア人を確保できない職種。 |
| ビザ有効期限 | 2年 | 4年 |
| ビザ更新 | 豪州国内で1度のみ可能。 | 可能。 |
| 職業リスト | STSOL (地方は追加リストあり) | MLTSSL (地方は追加リストあり) |
| 英語要件 | IELTS 最低 4.5 (Overall 5.0) | IELTS 最低 5.0 (Overall 5.0) |
| 永住へ | 不可。 一時的な滞在意思要。 | 可能。 |
| ビザ申請料金 | 1,150 豪ドル | 2,400 豪ドル |

また、両 Stream に共通して、以下の要件が課せられます。

- 2年以上の関連した職務経験
- 労働市場テスト義務（ただし日本国籍は EPA のため不要。）
- 最低労働基本給（TSMIT 5万 3,900 豪ドル）以上であること。
- 無犯罪証明必須（※Short-term で延長の場合、豪州から無犯罪証明書の取得が必要となる。）
- オーストラリア人労働者を雇用差別していない「無差別雇用テスト」義務（Non-discriminatory workforce test）

2. 研修ファンドへの出資

現行の就労ビザ（457）に存在する研修基準（トレーニングベンチマーク）要件に代わり、新しく研修ファンド（Skilling Australians Fund）への出資（Levy）の要件が課せられることとなります。オーストラリア政府は2017年5月9日に、2017-2018年予算案にて、今後オーストラリア人の若手雇用を後押しするための研修ファンドを設立することを発表しました。今後4年間のうちに15億豪ドルのファンド設立を予定しており、この資金元を就労ビザスポンサーへ充てる予定です。



出所：「オーストラリア財務省ホームページ」より

研修ファンドはスポンサー企業の事業規模により金額が設定されます。

- スポンサーが支払義務（ノミネーション申請時）
- 「申請者1人あたり」毎年支払義務
- 赴任期間が12カ月未満の場合も年間費用支払義務（1.5年＝2年分支払い）

| 売上規模 | 1人あたりの支払金額 |
|--------------------------|--------------|
| 小規模売上企業 年間 1,000 万豪ドル未満 | 年間 1,200 豪ドル |
| 中大規模売上企業 年間 1,000 万豪ドル以上 | 年間 1,800 豪ドル |

2018年3月以降は申請料金の値上げ、また研修ファンドへの出資をふまえて、1人あたりの申請者に対して、費用が大幅に増加することが見込まれます。いまだスポンサーシップやノミネーション費用についてなどは未発表ですが、明らかに現行就労ビザ(457)に比較して、人事組織の再考などが必要になると予測されます。

<費用のめやす(暫定)> オーストラリア国外から(日本など)申請する場合

- ① 単身で事業規模 1,000 万豪ドル未満の法人へ Research and Development Manager (STSOL) として 2 年間赴任した場合(スポンサーシップは保持していると仮定)。

| 時期 | 2017年7月1日時 (457) | 2018年3月以降(TSS) |
|--------------|---------------------|---------------------------|
| ノミネーション費用 | 330 豪ドル | 330 豪ドル |
| ビザ申請費用 | 1,080 豪ドル | 1,150 豪ドル |
| 研修ファンドへ Levy | | 1,200 豪ドル x 2 = 2,400 豪ドル |
| 合計 | 1,410 豪ドル | 3,880 豪ドル |

② 単身で事業規模 1,000 万豪ドル以上の法人へ Corporate General Manager (MLTSSL) として 4 年間赴任した場合(スポンサーシップは保持していると仮定)。

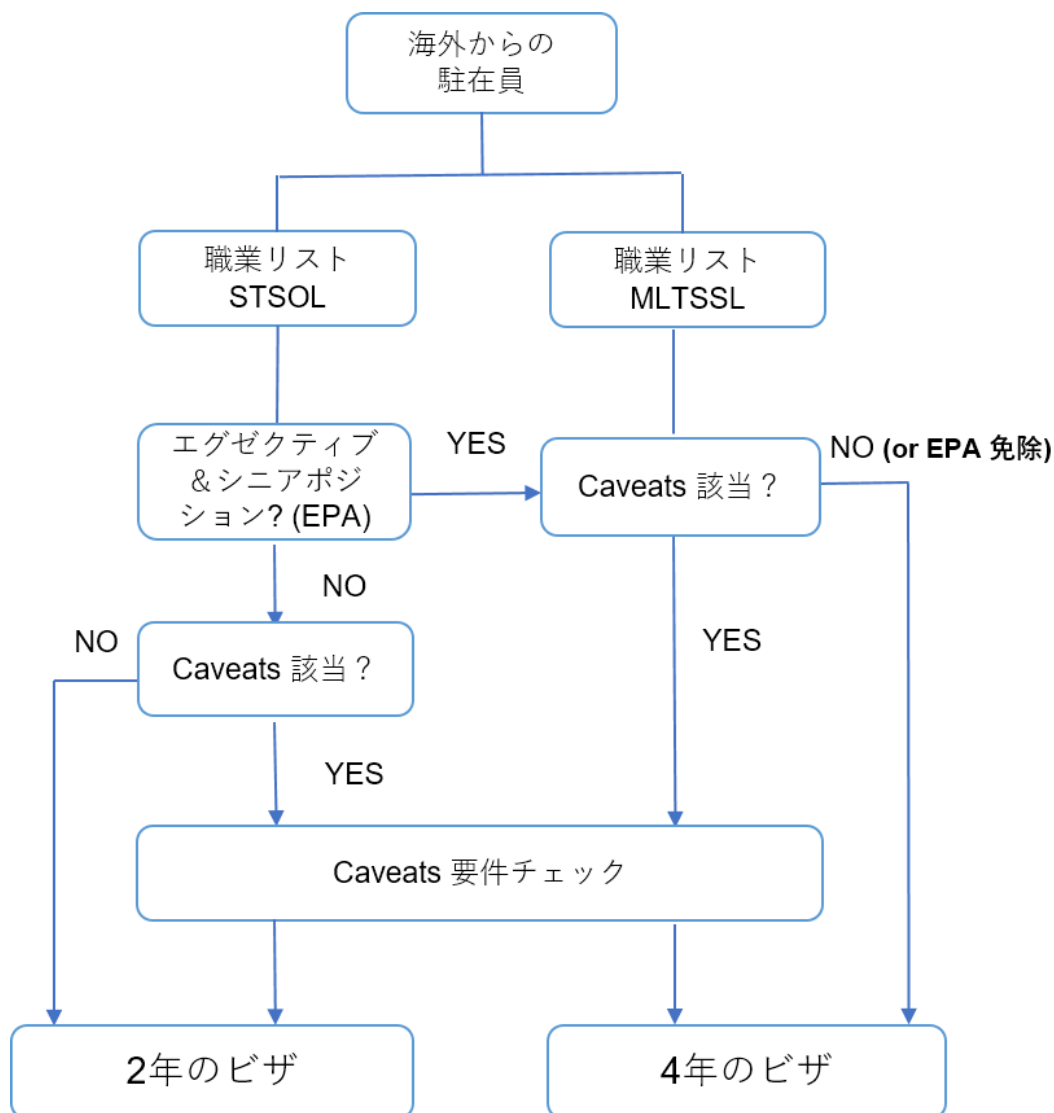
| 時期 | 2017 年 7 月 1 日時 (457) | 2018 年 3 月以降 (TSS) |
|--------------|--------------------------|-------------------------------|
| ノミネーション費用 | 330 豪ドル | 330 豪ドル |
| ビザ費用 | 1,080 豪ドル | 2,400 豪ドル |
| 研修ファンドへ Levy | | 1,800 豪ドル x 4 = 7,200 豪 ドル |
| 合計 | 1,410 豪ドル | 9,930 豪ドル |

TSS ビザについての詳細はまだ不透明な部分が多く、2018 年 3 月前までの移民省の発表次第という状況です。現行の就労ビザ (457) と今後の改正概要を比較し、各企業の状況をふまえて、今後の就労ビザ申請のタイミングをご検討ください。

VI 付録

2017年7月1日以降の就労ビザ(457)法改正に基づき、以下チェックリストをまとめましたのでご活用ください。なお、ここでは海外からの駐在員のケースとして記載しています。初進出のケースは従来どおり1.5年のビザ期限となります。

1. ポジション ⇒ ビザの有効期限



2. スキル : 申請者がANZSCOとCaveatsによる資格や経験の要件を満たす。
3. 英語 : 「駐在員」か、年収9万6,400万豪ドル以上か(10頁参照)。
⇒ 未満の場合 英語試験必須。
4. 無犯罪証明 : 過去10年間に1年以上海外へ居住していたか。
⇒ 該当の場合、各国の手続き確認(日本在外からの申請の場合、日本は取得に3カ月、米国は16週間前後)
5. 健康診断 : 過去5年のうち3カ月以上対象国に滞在している方は扶養家族含めて必要

<付表：現在までの発表内容と2018年3月までの予定の概要>

| | 移民省による改正発表内容 |
|-----------------------|---|
| 2017年 4月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 職業リストの変更（457&407 共通） 651 存在していた職業コードが 435 へ激減。 うち <u>59</u> のコードが付帯条件付与（Caveats）。 ・ SOL リスト⇒ Medium and Long-term Strategic Skills List (MLTSSL)へ変更。 ・ CSOL リスト⇒ Short-term Skilled Occupation List (STSOL) および MLTSSL を組み合わせた「Combined list of eligible skilled occupation」へ変更。 ● ビザ期限 職業リストにより変更。 STSOL=2年 MLTSSL=4年 |
| 2017年 7月1日 (現行) | <ul style="list-style-type: none"> ● 職業リストのレビュー ● 英語要件：緩和。「駐在員」の場合、年収9万6,400豪ドル以上は免除。 ● トレーニングベンチマーク：さらに明確化・厳格化。 ● 無犯罪証明：必須。 ● スキルアセスメントが必要な職種を増加。 ● 申請オンラインシステムの改修。 ● ビザ申請料金値上げ（1,060豪ドル⇒1,080豪ドル）。 ● 認定スポンサーシップの優遇措置。 |
| 2017年 12月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ● 税務番号の取得 オーストラリア移民省は、ノミネーション申請時に申告した年収と実際の年収が合致しているか照合するため、申請者の税務番号を取得。 ● 移民法に準じたスポンサーシップの義務違反の際、その事由を含めスポンサー企業公開。 |

2018年
3月

457 ビザ廃止→ TSS ビザ (Temporary Skill Shortage) へ

| | | |
|------------|------------------------------|------------------------------|
| ビザ種類 | Short-Term Stream | Medium-Term Stream |
| ビザ期限 | 2年 | 4年 |
| ビザ更新 | 豪州国内で1度のみ 可能。 | 可能。 |
| 職業リスト | STSOL (地方は追加リストあり。) | MLTSSL (地方は追加リストあり。) |
| 英語要件 | IELTS 最低 4.5 (Overall5.0) | IELTS 最低 5.0 (Overall5.0) |
| 永住へ | 不可。 一時的な滞在意思要。 | 可能。 |
| ビザ申請料 金 | 1,150 豪ドル | 2,400 豪ドル |

両 Stream の共通要件：

- 2年以上の関連した職務経験
- 労働市場テスト義務 (ただし日本国籍は EPA のため不要。)
- 最低労働基本給 (TSMIT 5万 3,900 豪ドル)以上であること。
- 無犯罪証明必須。
- オーストラリア人労働者を雇用差別していない。

「無差別雇用テスト」義務 (Non-discriminatory workforce test)

- トレーニング要件 Levy の支払義務

| 売上規模 | 1人あたりの支払金額 |
|--------------------------|--------------|
| 小規模売上企業 年間 1,000 万豪ドル未満 | 年間 1,200 豪ドル |
| 中大規模売上企業 年間 1,000 万豪ドル以上 | 年間 1,800 豪ドル |

- 就労ビザ (457) についての具体的なしくみについては別冊、[「オーストラリアの就労ビザ取得ガイド 改訂版 \(2016年1月\)」](#)をご覧ください。

VII 参考文献 (ウェブサイトリストなど)

オーストラリア移民・国境警備省 (Department of Immigration and Border Protection)

<http://www.border.gov.au/>

オーストラリア貿易促進庁 (EPA)

<http://dfat.gov.au/trade/agreements/jaepa/pages/japan-australia-economic-partnership-agreement.aspx>

Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

The *Migration Act 1958* and the *Migration Regulations 1994*

http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_act/ma1958118/

http://www.austlii.edu.au/au/legis/cth/consol_reg/mr1994227/